# 予育で変題

## 子ども医療費助成事業

#### どんな事業なの?

小学校入学前までの医療費と、小学生の入院分の医療費を現金 で助成していますが、それ以外の高校生等までの医療費を増毛 町商工会共通商品券で還元します。

#### だれが対象になるの?

〇歳から高校生等まで※①の方が対象になります。

ただし、乳幼児初、ひとり親初、障がい者初※2(初診時負担金のみ)の医療費助成受給者証をお持ちの方はこれまでどおり現金での助成となります。

※① 18歳になって最初に迎える3月31日まで ※② (課)の方は1割負担分が対象になります。

#### どんな医療費が対象になるの?

病院や診療所、歯科等の保険対象の医療費と処方薬剤費が対象になります。予防接種など保険適用外の費用は対象になりません。

#### どこで手続きするの?

診療点数が記載された領収書と印鑑、保険証、高校生等の場合は学生であることがわかる書類をご持参のうえ、役場町民課保険年金係(③窓口)でお手続きください。

#### どうして商品券で助成するの?

子育て世代の生活応援と町内消費の活性化が目的です。 病院窓口での医療費軽減や現金助成を行っている自治体もありますが、便利さの反面、コンビニ受診や時間外診療が増える等マイナス面もありますので、持続可能な子育て支援として商品券でお返しします。

### ほかに気をつける点はありますか?

助成する商品券の額面は、申請毎の領収書の合計額で行われ、 500円未満の端数は切り捨てとなりますのでご注意ください。 また、初診の領収書は医科580円、歯科510円、柔道整復 270円を引いた額が助成対象の額となります。

なお、診療を受けた次の月から1年以内に手続きして下さい。

これまで現金で戻っていた分の医療費や、窓口払いが軽減になっていた医療費の助成制度は変更ありません。(詳しくは裏面をご覧ください)

#### ~子育て支援子ども医療費助成事業について~

Point① 子ども医療費助成は小学生の外来・中学生、高校生の入院・外来医療費、収入超過により重度ひとり親乳幼児医療費助成の対象とならない方に対して助成します。

Point② 3歳以上の課税世帯者が負担している1割分の医療費についても子ども医療費で助成します。

#### 子ども医療費助成と 従来の医療費助成 [重度ひとり親乳幼児] の関係図

子ども医療費 増毛町商工会商品券 重度ひとり親乳幼児窓口軽減・現金償還

医療保険

就学前:8割給付 小学生以上:7割給付

① 0歳~2歳(ひとり親家庭児童、障がい児童を含む)

重度ひとり親乳幼児 2割 医療保険

8割

②3歳~未就学(ひとり親家庭児童、障がい児童を含む) 町民税課税世帯

> 子ども医療費 1 割

重度ひとり親 乳幼児 **1 割** 

医療保険 8割

町民税非課税世帯

重度ひとり親乳幼児

2割

医療保険 8割

③小学生入院、ひとり親児童入通院、障がい児童入通院

町民税課税世帯

子ども医療費 1 割 重度ひとり親 乳幼児 **2 割** 

医療保険 7割

町民税非課税世帯

重度ひとり親乳幼児 3割

医療保険 7割

④小学生入院以外・中学生・高校生、収入基準超過世帯者

子ども医療費 3割

医療保険

7割

※初診時負担金(医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復 270 円) 分は控除となります。

- ※申請に必要な物は医療機関の領収書の原本 (コピー不可)、印鑑、お子様の保険証、学生証 や学生手帳など、学生であることが確認できる物です。
- ※保険外(コンタクトレンズなど)は対象外となります。
- ※申請額の500円未満は切り捨てとなります。